都　道　府　県　別　表　目　次

１．納税義務者数に関する調 　1

２．総　　括　　表

　（ア）　地　　積 　2

　（イ）　決定価格 11

　（ウ）　課税標準額 20

　（エ）　筆　　数 29

　（オ）　単位当たり平均価格 38

３．納税義務者区分による土地に関する調

　　（法定免税点以上のもの）

　（ア）　納税義務者数 41

　（イ）　地　　積 47

　（ウ）　決定価格 53

　（エ）　課税標準額 59

　（オ）　筆　　数 65

　（カ）　単位当たり平均価格 71

４．宅地に関する調

（法定免税点以上のもの）

　（ア）　納税義務者数 77

　（イ）　地　　積 83

　（ウ）　決定価格 89

　（エ）　課税標準額 95

　（オ）　筆　　数 101

　（カ）　単位当たり平均価格 107

５．宅地等の負担調整に関する調

　　（法定免税点以上のもの）

　（ア）　納税義務者数 113

　（イ）　地　　積 151

　（ウ）　決定価格 189

　（エ）　課税標準額 227

　（オ）　筆　　数 265

６．農地の負担調整に関する調

　　（法定免税点以上のもの）

　（ア）　納税義務者数 303

　（イ）　地　　積 327

　（ウ）　決定価格 351

　（エ）　課税標準額 375

　（オ）　筆　　数 399

７．特定市街化区域農地の負担調整に関する調

　　（法定免税点以上のもの）

　（ア）　納税義務者数 423

　（イ）　地　　積 459

　（ウ）　決定価格 495

　（エ）　課税標準額 531

　（オ）　筆　　数 567

８．課税標準の特例等に関する調

（法定免税点以上のもの）

　（ア）　地方税法第349条の３第10項 603

　（イ）　　〃　第349条の３第12項 604

　（ウ）　　〃　第349条の３第19項 605

　（エ）　　〃　第349条の３第22項（1/3特例適用分） 606

　（オ）　　〃　第349条の３第22項（1/6特例適用分） 607

　（カ）　　〃　第349条の３第23項 608

　（キ）　　〃　第349条の３第26項 609

　（ク）　　〃　第349条の３第31項 610

　（ケ）　　〃　第349条の３第34項 611

　（コ）　地方税法第349条の３の３（1/3特例適用分） 612

（サ）　　〃　第349条の３の３（1/6特例適用分） 613

　（シ）　　〃　附則第15条第13項 614

（ス）　　〃　附則第15条第19項 615

　（セ）　　〃　附則第15条第22項（1/2特例適用分） 616

　（ソ）　　〃　附則第15条第22項（3/5特例適用分） 617

　（タ）　　〃　附則第15条第23項 618

　（チ）　　〃　附則第15条第26項 619

　（ツ）　　〃　附則第15条第42項（設定期間10年以上分） 620

　（テ）　　〃　附則第15条第42項（設定期間15年以上分） 621

　（ト）　　〃　附則第15条第44項 622

　（ナ）　　〃　附則第15条第45項 623

（ニ）　　〃　附則第15条の２第２項 624

　（ヌ）　　〃　附則第15条の３第１項（3/5特例適用分） 625

　（ネ）　　〃　附則第15条の３第１項（3/10特例適用分） 626

　（ノ）　平成10年改正法附則第６条第９項による

　　　　　　　旧法附則第15条第19項 627

　（ハ）　平成11年改正法附則第８条第８項による

　　　　　　　旧法第349条の３第27項 628

　（ヒ）　平成18年改正法附則第13条第９項による

　　　　　　　旧法第349条の３第31項 629

　（フ）　平成26年改正法附則第12条第８項による

　　　　　　　旧法附則第15条第27項 630

　（ヘ）　平成28年改正法附則第18条第９項 631

（ホ）　合計 632

　（マ）　地方税法附則第15条の８第２項 633

　（ミ）　　〃　附則第29条の５第７項 634

　（ム）　　〃　附則第29条の５第８項 635

　（メ）　　〃　附則第29条の５第16項 636

　（モ）　　〃　附則第29条の５第17項 637

　（ヤ）　　〃　附則第55条第４項 638

　（ユ）　　〃　附則第55条第６項 639

　（ヨ）　　〃　附則第55条第８項 640

　（ラ）　　〃　附則第56条第１項 641

　（リ）　　〃　附則第56条第10項 642

　（ル）　地方税法附則第56条第13項 643

　（レ）　平成24年改正法附則第８条第12項

　　　　　　　（旧法附則第56条第13項） 644

　（ロ）　平成27年改正法附則第17条第11項

　　　　　　　（旧法附則第15条の８第２項） 645

９．介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

　（ア）　介在田 646

　（イ）　介在畑 648

　（ウ）　宅地介在山林 650

　（エ）　農地等介在山林 652

　（オ）　市街化区域農地

　　　　田 654

　　　　畑 662

　　　　計 670

10．負担調整措置等による軽減額に関する調

　（ア）　一般田 678

　（イ）　一般畑 679

　（ウ）　宅　　地（宅地Ａ・Ｂを除く） 680

　（エ）　一般山林 681

　（オ）　（ア）～（エ）の計 682

　（カ）　宅地Ａ（農業用施設用地・農地＋造成費） 683

　（キ）　宅地Ｂ（生産緑地地区内の宅地・農地等＋造成費） 684

　（ク）　一般市街化区域農地 685

　（ケ）　（ア）～（エ）、（カ）～（ク）以外の地目の計 686

　（コ）　（カ）～（ケ）の計 687

　（サ）　合　　計 688

11．段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調 689